

入間都市計画事業土地区画整理事業施行規程新旧対照表

改正案			現 行		
<p>(事業の名称等)</p> <p>第2条 前条の土地区画整理事業（以下「事業」という。）の名称及び施行地区に含まれる地域の名称は、次のとおりとする。</p>			<p>(事業の名称等)</p> <p>第2条 前条の土地区画整理事業（以下「事業」という。）の名称及び施行地区に含まれる地域の名称は、次のとおりとする。</p>		
事業の名称	施行地区に含まれる地域の名称		事業の名称	施行地区に含まれる地域の名称	
(1) 入間都市計 画事業入間市 駅北口土地区 画整理事業			(1) 入間都市計 画事業武蔵藤 沢駅周辺土地 区画整理事業		
(2) 入間都市計 画事業扇台土 地区画整理事 業			(2) 入間都市計 画事業入間市 駅北口土地区 画整理事業		
(3) 入間都市計 画事業扇台土 地区画整理事 業			(3) 入間都市計 画事業扇台土 地区画整理事 業		
(1) 入間都市計 画事業入間市 駅北口土地区 画整理事業			(2) 入間都市計 画事業入間市 駅北口土地区 画整理事業		
(2) 入間都市計 画事業扇台土 地区画整理事 業			(3) 入間都市計 画事業扇台土 地区画整理事 業		
(3) 入間都市計 画事業扇台土 地区画整理事 業			(1) 入間都市計 画事業武蔵藤 沢駅周辺土地 区画整理審議 会		
(1) 入間都市計 画事業入間市			(2) 入間都市計 画事業入間市		
(委員の定数) <p>第9条 法第56条に規定する土地区画整理審議会（以下「審議会」という。）は、各事業ごとに設置し、法第57条の規定による審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、次のとおりとする。</p>			(委員の定数) <p>第9条 法第56条に規定する土地区画整理審議会（以下「審議会」という。）は、各事業ごとに設置し、法第57条の規定による審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、次のとおりとする。</p>		
審議会の名称	委員の定数	委員の選出区分	審議会の名称	委員の定数	委員の選出区分
(1) 入間都市計 画事業入間市			(1) 入間都市計 画事業武蔵藤 沢駅周辺土地 区画整理審議 会		
(1) 入間都市計 画事業入間市			(2) 入間都市計 画事業入間市		
(1) 入間都市計 画事業入間市			(2) 入間都市計 画事業入間市		

駅北口土地区 画整理審議会			駅北口土地区 画整理審議会		
(2) 入間都市計 画事業扇台土 地区画整理審 議会	略	略	(3) 入間都市計 画事業扇台土 地区画整理審 議会	略	略
2 略 (審議会の運営) 第17条 略 2 略 3 審議会の会長は、審議会の会議ごとにその議 事録を作成し、委員2人とともに署名する —。 4 略			2 略 (審議会の運営) 第17条 略 2 略 3 審議会の会長は、審議会の会議ごとにその議 事録を作成し、委員2人とともに署名押印す る。 4 略		

入間市特別会計条例新旧対照表（附則第2条関係）

改正案	現 行
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、土地区画整理事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、次に掲げる特別会計を設置する。</p> <p>(1) 入間都市計画事業入間市駅北口土地区画整理事業特別会計</p> <p>(2) 入間都市計画事業扇台土地区画整理事業特別会計</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、土地区画整理事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、次に掲げる特別会計を設置する。</p> <p>(1) 入間都市計画事業武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事業特別会計</p> <p>(2) 入間都市計画事業入間市駅北口土地区画整理事業特別会計</p> <p>(3) 入間都市計画事業扇台土地区画整理事業特別会計</p>